

平成 26 年 第 4 回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第 69 号

平成 26 年第 4 回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 26 年 10 月 3 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 26 年 10 月 9 日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 26 年第 4 回まんのう町議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 26 年 10 月 9 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 16 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 田 岡 秀 俊	4 番 合 田 正 夫
5 番 三 好 郁 雄	6 番 白 川 正 樹
7 番 本屋敷 崇	8 番 白 川 年 男
9 番 白 川 皆 男	10 番 大 西 樹
11 番 藤 田 昌 大	12 番 松 下 一 美
13 番 三 好 勝 利	14 番 大 西 豊
15 番 川 原 茂 行	16 番 関 洋 三

+

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

9 番 白 川 皆 男	10 番 大 西 樹
-------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 青 野 進 議 会 事 務 局 課 長 補 佐 常 包 英 希

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

税 務 課 長	田 岡 一 道	住 民 生 活 課 長	森 末 史 博
福 祉 保 険 課 長	川 田 正 広	健 康 増 進 課 長	奈 良 泰 子
建 設 土 地 改 良 課 長	池 田 勝 正	産 業 経 済 課 長	久 留 嶋 一 之
仲 南 支 所 長	和 泉 博 美	学 校 教 育 課 長	尾 崎 裕 昭
水 道 課 長	天 米 賢 吾	地 籍 調 査 課 長	高 橋 守
企 画 政 策 課 課 長 補 佐	細 原 敬 弘	社 会 教 育 課 課 長 補 佐	長 森 正 志
琴 南 支 所 課 長 補 佐	池 下 光 明	会 計 室 係 長	森 薫

○関洋三議長 おはようございます。

まず最初、執行部に代理出席がありますので申し上げます。

企画政策課長 高嶋一博君、社会教育課長 脇隆博君、琴南支所長 雨霧弘君、会計管理者 仁木正樹君、以上4名、いずれも人間ドックのため、代理として、企画政策課課長補佐 細原敬弘君、社会教育課課長補佐 長森正志君、琴南支所課長補佐 池下光明君、会計室係長 森薫君、それぞれ出席しておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成26年第4回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、平成26年第4回まんのう町議会臨時会、開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本臨時議会開催いたしましたところ、議員各位におかれましては大変公私ともにお忙しい中、御参集をいただきまして、ありがとうございます。

本臨時会に上程いたしておりますのは、議案2件でございます。よろしく御審議の上、御議決賜わりますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○関洋三議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案2件を受理いたしました。

次に、会議規則第14条3項の規定に基づく委員会提出議案1件を受理いたしました。

以上で、報告を終わります。

○関洋三議長 議会報告を終わります。

日程第 1 議会運営委員会報告

○関洋三議長 日程第 1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 議会運営委員会の報告を申し上げます。

10月6日、午後1時30分より、第1委員会室におきまして、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員6名が出席いたしまして、慎重に審議しました。

10月9日、午前9時より、第1委員会室におきまして、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員6名出席いたしまして、追加議案について慎重に審議いたしました。

その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日1日間といたします。

日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について（まんのう町立仲南幼児教育及び保育施設建設工事（電気設備工事））、即決でお願いいたします。

日程第5 議案第2号 和解及び損害賠償の額の決定について、即決でお願いいたします。

日程第6 発委第1号 満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査を依頼する件について、即決でお願いします。

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

議会運営委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、9番、白川皆男君、10番、大西樹君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○関洋三議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

日程第 4 議案第 1 号 工事請負契約の締結について（まんのう町立仲南幼児教育及び保育施設建設工事（電気設備工事））

○関洋三議長 日程第 4、議案第 1 号 工事請負契約の締結について（まんのう町立仲南幼児教育及び保育施設建設工事（電気設備工事））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第 1 号 工事請負契約の締結についての提案理由の御説明を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、まんのう町立仲南幼児教育及び保育施設建設工事（電気設備工事）。

契約の方法、条件付き一般競争入札。

契約金額、9, 504 万円、うち消費税が 704 万円でございます。

契約の相手方、浅海電気株式会社 高松営業所所長 溝渕壽明氏でございます。

今回の工事請負契約は、本年 8 月の臨時議会において契約の議決をいただいた現在建設中の仲南地区幼児教育・保育施設の電気設備に関する契約を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 まんのう町立仲南幼児教育及び保育施設建設工事（電気設備工事）に関する入札執行の内容及び経過につきまして御説明申し上げます。

まず、入札の方法でございますが、条件付き一般競争入札といたしております。入札参加資格といたしましては、一般的な事項のほか、条件といたしまして、香川県に本社、本店を有すること、まんのう町の入札参加資格名簿に登録されていること、建設業法の規定による電気工事の総合評定値が 800 点以上であるもの、構造が鉄筋コンクリート造または鉄骨造で延べ床面積が 1, 200 平米以上の建築物にかかる電気工事を元請けとして実績を有する者、建設業法の規定による電気工事の監理技術者資格を有し、かつ入札参加資格要件である建物の担当者としての実績を有する者を専任で配置できること、以上を条

件として本年８月１２日、一般競争入札の公告を行いました。その後、当初の参加申し込み期間が、企業の夏季休業と重なる、このため、その日数を考慮し、申請期間の延長を図り、８月２１日、申込締め切りといたしました。その時点において、１社のみの申し込みでございましたが、９月４日、技術者の配置が困難との理由で入札辞退届が提出されたため、参加者がいない状態となり、入札を中止いたしました。

翌９月５日、入札参加資格を県内に本社本店を有する者から、県内に支店・営業所を有する者を加え、また管理技術者の実績について、施工経験を有する者に変更し、再度に再度入札公告を行いました。

同９月１２日、参加受け付け締め切り日に２社より申し込みがございましたが、１社が技術者の在籍期間が３カ月未満ということで、１社のみの入札となり、同９月３０日、入札を行い、浅海電気株式会社高松営業所さんが落札し、本日の工事請負契約の締結を議案として上程させていただきました。以上、簡単ではございますが、内容及び経緯の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

７番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 まず１点、条件のほうですが、８００点以上で町の名簿に入っている業者がどれくらいおるのかを１つ、お願いします。

○関洋三議長 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 町の名簿に登載されておる事業者でございますが、県内では２５社ほどございます。

〔「８００点超えるところ。」と呼ぶ者あり〕

○尾崎学校教育課長 超えるところでございます。そして、県内に営業所、支店等を有する企業さんでございますが、７１社ということでございます。お願いいたします。

○関洋三議長 再質問、７番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 今の質問は次の質問へ布石だったわけですが、２５社、８００点以上ですね、それで１社しか入ってこなくて、７１社のほうに枠を広げた。しかしながら入ってきたのが１社ということですから、これ考えるとですね、そもそもこの入札の出し方自体に問題があるんじゃないかなと思うんですね。もう工期が無い状況で、かなり入ってくるのが難しい。今現在も工事しよりますから、多分スラブ打ちとか下を打ったら、電気配線のスリーブ管とか入れとかないかんのですよね。それが今公告して入札して、今議会に上がってくると、このような運びをするからこそ７１社もある中で、１社しか入ってこないような入札をせないかんようになるわけですよ。普通、町の公共工事は競りによって行う、これ地方自治法で決まっていますことですけど、競りが正常に行われるようにするのは執行部の仕事なわけです。１社であること、７１社中の１社ですよ。そういう入札を公告していることに問題があるんじゃないでしょうか。どう思いますか。

十

○関洋三議長 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほど申しました25社ということで、申込みがあらうということで公告を行ったということがまず1点目でございます。

それと時期的に遅れましたのは、建物を不落の状況とか、これまで続いておりまして、県内ですね、そういった状況も加味して、建物の契約が終わらなければ、電気工事の発注を同時に行ったとしても、電気工事だけが入札、落札になるというケースもございます。ということで、建物の方向性が決まったところを出したということでございます。

それと1社ということでございましたので、県内まで、71社まで広げて、もっと広い企業さんの参加を求めたという経緯がございます。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 ただいまの答弁に対して再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 この物件ですけれども、当初去年3月補正であげてきたときから言いよるわけですよ。3月補正であげてきた場合には、今年度中に絶対的に仕舞いをしなければならない。本来であるならば、6億を超える予算ですから、当初予算にあげて、来年1年度伸ばせるようにする。そういう事業であるならば、ほかの入札に参加する企業さんにしても、何とかなる部分が見えるから、入ってはきやすいわけですが、かなり無理をしておるんですよ、その結果ですね、今もう10月の頭ですよ。3月10日までに仕上げろという話ですから、かなり急ぐ工事になります。うちの場合それで失敗しとることが1回あるわけですよ。今回のこの工事において、この予定で問題がない、絶対的に大丈夫ですよと言えるものが、議会のほうに示していただけるんですか。

○関洋三議長 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

工期につきましては、公告の中で3月10日ということでお示しをして、それに対して申し込みがあり、落札が行われたということでございますので、業者さんのほうとしてはその工期いっぱいできるということで、申し込みがあったということです。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 ほかに。

質問、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 別に、本屋敷君が言うてくれたんで、言うことないんですが、やはりこの契約全体の、この幼稚園教育施設の建築については、非常に疑惑が無茶苦茶やられますので、そのことをここで言うつもりはありませんけれども、町民からの疑惑がいっぱいあるということだけは認識しとってください、まずね。それで、1点だけ、この全工事についてお尋ねしますが、一応、太陽光設備がまだ決定してないんですね。その時に、その時の対応している工事かどうかだけ、ちょっと1点だけ伺いしておきます。

○関洋三議長 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

太陽光でございますけれども、これにつきましては別途発注ということの対応でございます。ですから、屋根等の設備が組めるような状態としては考えておりますけれども、乗せられる状態です。これについては検討しておりますが、太陽光は別途工事で発注したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 別にどうこういうつもりはありませんけれども、やはりやったあとで、また追加、また追加いうのがあるんですよね。そういった部分では、非常に無駄をするんでないかという懸念を町民皆持ってます。この入札価格についても、おいおいこの金額何ぼやいうのがはっきりいって言われてました。そういったことも含めながら、執行部についても、やはりこの幼稚園教育の部分の建設について、今、本屋敷議員が言ったみたいに業者がなんか絞り込まれていって、これデキレースと違うかということがいっぱいあります。その細かいことは言いませんから、放送流れてますからね。そこまで言う気はありませんけれども、やはりそういった町民の疑惑をいっぱい持たれていることについては、執行部としても極力納得できる説明ができるようにぜひやってください。この入札価格は98%以上ですね、今の状況ですね、信じられんいうけども、今の状況の中で高くなっていることは事実なんですよ。公共工事が多くて技術者がいない。その期間が定められているということですね、今からどんどんどんどんこういうことが増えてきます、多分。アベノミクスのなかでこれやれ、あれやれいうことで、そういったこともありますので、工事期間とかそんなんを十分加味しながら、これやったらもう僕らも説明できますよいうのをぜひやっていただけたらと思うんで。ただ、今議会がもう出したら全部承認してくれるきん心配ないんじゃないやいう姿勢があるんやったら非常に困りますんで、それだけをちょっとひっつけて言うときますんで、特に太陽光については、また新しいことをせないかんと思うんですね。そういった部分では十分にできるようにしとってください。以上です。

十

○関洋三議長 という質疑でええんですか。

答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

(合田正夫議員退席 午前9時53分)

○尾崎学校教育課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

公共工事でございます。無駄のないようなということで、努めてまいりたいと考えております。

それと、工事等につきましても十分説明ができるような対応とさせていただきます。太陽光については十分の検討の上ということで、また御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 続いて質疑をお願いします。

8番、白川年男君。

○白川年男議員 電気設備の範囲というのは、電気に関連しとる浄化槽も入っとんかなと思いますし、あと調理器具とか、冷蔵庫とか、電話とか、パソコンとかその範囲というのはどこ、その辺全て、電話とか、その辺の範囲はどこまでか。ちょっと具体的にお願いし

たらと思います。

○関洋三議長 範囲についての説明、答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 白川年男議員さんの御質問にお答えいたします。

先般お手元にお配りをしました入札までの経緯という書類がございます。その中に、公告資料１のほうで内容については書かせていただいております。

まず１番目としたしまして電灯及びコンセント設備、２番目としたしまして誘導等非常照明設備、３番目としたしまして動力幹線設備、４番目としたしまして電話・情報設備、５番目としたしましてＩＴＢ設備、６番目としたしまして音響設備、７番目としたしまして非常放送設備、８番目としたしまして自動火災報知設備、９番目としたしまして高压受電設備、１０番でございますが非常用発電設備、１１番その他でございます。以上でございます。

○関洋三議長 よろしいですか。質問ですか。再質問を許可します。

８番、白川年男君。

○白川年男議員 浄化槽は、本体のほうへ入っておるものと承知して、今おっしゃった中に入っていないから本体の工事の中と。そうすると基本的にコンセントまでと、あとそういう調理とかその辺については別と。今おっしゃった以外については、その辺ちょっと。

○関洋三議長 浄化槽等について、詳しく説明してあげてください。

答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。 (合田正夫議員着席 午前９時５５分)

○尾崎学校教育課長 白川年男議員さんの御質問にお答えいたします。

浄化槽につきましては、先般の建物工事と併せて、設備工事の中に含まれてございます。ですから、コンセント工事は当然電気のほうでということになりますが、浄化槽自体は設備工事ということで先般の御議決賜りました内容に含まれております。よろしく願います。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

質問、１番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 工事請負契約の承認にあたり、現在本町が抱えている問題への今後への手当を少し考えるべきかなと思います。本契約承認は、技術レベルを求め、実績を求める条件のもとに、公正になされたものと思っておりますけれども、本町の公共事業をめぐっては、穏やかでない話が次々聞こえてくる。業界の中の不和、それから不公正さという、これをなんとか解消する手立てを打たねばならん。本町に実績と技術者を備えた事業所がないのか少ないのかと、これを育成する手立てはないのかというのが、第１点。

それから、減少した事業量に対して事業者数が多すぎると、ゆえに仕事が当たらない、ゆえに業界内のわだかまりや分裂闘争が起きるかのごとく聞こえます。私が、確たるどこがどうだということを知ってるわけではありませんが、我々、この２つの事実に対してどう対応するのかということを考えねばならない。事業所が多いんだから、業界が手を結んで

合同事業体での入札を認めてはどうかと。あるいは合併を促してはどうかと。技術力を上げるべく、技術者養成するんであれば、それを支援する仕組みを設けてはどうかとか、種々執行部内で幹部方検討していただきたいし、私たち議会もこの不穏当な論議がなされる地域社会に対して何らかの手当てを打たねばならないと思います。

ただいまこの契約に伴って、現契約だけではない。この後に影響を及ぼすわけでありまして、こうしたことの検討の可能性はあるのかどうか。こうしたことに副町長が奔走していただくのもひとつの手ではないとか、町長の答弁を求めます。確たる答えっていうのではなくて、考え方、視点に対して答えを求めるものであります。

○関洋三議長 答弁、町長。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

地場産業の育成ということにつながってくる話ではなかろうかなと思っております。しかしながら、先ほどお話がありましたように、町内の業者も何社かおられます。例えば、今回の工事でありますと、当然かなりの高額になりますので、特定建設業であり、なおかつ管理技術者であります 1 級電気施工管理技士がどうしても必要になってきますが、なかなかそれに該当するような町内の業者はいなかったということでもあります。今後いろいろな手立ても考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、1 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 市町村において、こういうことがあるのかどうかわかりませんが、政府においては、大蔵省、財務省は、金融機関の統合・合併、これをあつせん、調停いたします。

十

それから、通商産業省は今は経済産業省ですが、鉄鋼業界の合併を促し、造船業界の設備波及を促し、業界の整理とか、そうしたことを手を打ちます。

本町においても業界指導、国土交通省や地方整備局においても業界を育成し指導する手当はしておるわけです。市町村において、こうした政策の検討をお願いしたいということでもあります。以上でございます。 (大西樹議員退席 午前 9 時 5 9 分)

○関洋三議長 答弁、町長。

○栗田町長 それぞれ建設業、また電気業もそれぞれ協会等ございますので、十分話し合いをして検討していきたいと思っております。

○関洋三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 1 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第 1 号 工事請負契約の締結について（まんのう町立仲南幼児教育及び保育施設建設工事（電気設備工事））を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 2 号 和解及び損害賠償の額の決定について

○関洋三議長 日程第 5、議案第 2 号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第 2 号 和解及び損害賠償の額の決定についての提案理由を御説明申し上げます。

町道上の倒木により住民の車両が損傷した事故に関し、和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件は、平成 26 年 8 月 1 日の午後 3 時 41 分頃に、まんのう町生間字馬背 21 番 6 地先の町道新生間線を南進中のまんのう町在住の女性が運転する軽自動車に、町有地である山側道路法面からの倒木が接触したことによる車両損傷事故について、損害賠償の相手方と示談が整ったため、当該事故に係る損害賠償の額である 354,000 円を定めるため提案するものであります。

なお、本件に係る本町の損害賠償の額につきましては、本町が保険加入をいたしております、香川県町村会総合賠償補償保険よりその全額が支払われるものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11 番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 文句言うつもりはありませんから、損害賠償ですから当然せないかんですが、ただ発生原因について、近頃町道関係の整備事業が非常に遅れていると思うんですね、予算の関係で。そういった中で、不可抗力で起こったのか、それともどっちだ

ったかの判断だけ、ちょっと。全然今草刈れんところが多いんですよね、今。もう林道行ったら全然草刈ってませんから。そういった部分では、ここも法面刈ってるというような感じでもありますけれども、ただ上の部分でこの立木が崩れたのが不可抗力であるのか、それとも偶然の事故であるのか、それだけちょっと答弁してください。以上です。

○関洋三議長 答弁、総務課長。

○齋部総務課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

議員の皆様方にお配りさせていただいております資料に、写真をつけさせていただいておりますが、その写真を見ていただきましたら分かりますように、この倒木は葉が付いておりまして、生木でございます。生木で、原因としては根のほうから、元から倒れているというような状況でございました。

御心配されておりますように、これが枯れ枝とか、松くいでなっているような木であれば、やはりパトロールをしている管理者としては速やかに撤去して、事故のないようにすべきものではございますが、本件のような生木については大変判断するのが難しいところでございます。

今後も建設土地改良課におきましては、十分パトロール等しっかりして、事故のない安全管理をしたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔「要は不可抗力やな。」と呼ぶ者あり〕

○齋部総務課長 はい、そういうことでございます。

十

○関洋三議長 ほかに質疑はありませんか。

質問、4番、合田正夫君。

○合田正夫議員 1つだけちょっと確認するんやけど、山は町に買うとんかな、もう。個人の山と違うんかな、この木が生えとる位置。それだけちょっと確認したいんで。

○関洋三議長 答弁、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 合田議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほど町長のほうが提案理由を申し上げましたが、町有地の法面でございます。よろしくお願い申し上げます。

○合田正夫議員 町の土地に入っとん。

○齋部総務課長 町の土地でございます。

○合田正夫議員 木が生えとったところが。

○齋部総務課長 そうです。

○合田正夫議員 はい、わかりました。

○関洋三議長 ほかに質疑ありませんか。

質疑、14番、大西豊君。

○大西豊議員 町民に大変迷惑かけた事案でありますけど、1点確認をします。先ほど町長の答弁では保険で全額対応したいということですけど、再度確認いたします。

○関洋三議長 確認です。

答弁、総務課長、齊部正典君。

○斎部総務課長 大西豊議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほど町長が申しましたように、保険損害賠償額を先ほど申し上げましたが、その金額をもって相手方との示談になったわけでございます。

なお、この金額は全損扱いでの、また代車費用等を含めての損害賠償、費用でございます。以上でございます。

○関洋三議長 再質問、14番、大西豊君。

○大西豊議員 全て保険対応であったのか、再度確認します。

○関洋三議長 答弁、総務課長、齊部正典君。

○斎部総務課長 大西豊議員さんの再質問にお答えいたします。

全てというのはその修繕費のことを言われているのだと思っておりますが、確かに修繕費用はこの費用よりかは多額でございました。

なお、御存じのように車の耐用年数というのは基本的に6年。軽自動車は4年というのがございます。この車は13年目の車でございます。よって、修理代金というのが、車の時価額を上回る場合は、車の時価額が損害賠償額となります。これは裁判で時価額が損害賠償額という判決が出ておりますので、地方公共団体といたしましては、公金を取り扱う限りにおいては、情報公開に耐えられるだけの根拠が必要だと考えております。

よって、裁判によって判例が出ておりますので、それに従って自治体としてそれを遵守して対応しております。よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、14番、大西豊君。

○大西豊議員 僕が聞いておるところは、簡単明瞭です。保険対応で全て全うされたのか、町の税金の持ち出しがあったのかないのか、ということをお聞きしておりますので。

それと、こういういろいろ事案において、損害の超過契約というのが一般にあるんです。運送車両の中での保険項目で。基本的には町民に大変迷惑をかけたので申し訳ないと思っておりますけど、その辺をはっきりと言うてください。全て税金で対応したのかということについて。

すみません、訂正します。全て保険で対応したのかどうか。町の持ち出しがあったのかないのか。

○関洋三議長 町の持ち出し等について、再答弁、総務課長。

○斎部総務課長 大西豊議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど町長が申しましたように、本件につきましての損害賠償額は、本町が保険加入しております、香川県町村会総合賠償補償保険から全額が支払っておりまして、まんのう町からは1円の支出もしてございませんのでよろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。
これより議案第2号 和解及び損害賠償額の決定についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発委第1号 満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査を依頼する件について

○関洋三議長 日程第6、発委第1号 満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査を依頼する件についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

PFI事件対策特別委員会委員長、本屋敷崇君。

○本屋敷崇PFI事件対策特別委員長 発委第1号 満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査を依頼する件について、上記の議案を別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成26年10月9日。まんのう町議会議長、関洋三殿。提出者、PFI事件対策特別委員会、本屋敷崇。

満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査を依頼する件について、本議会は地方自治法第100条の2の規定により次のとおり調査の依頼をするものとする。平成26年10月9日。記。

- 1、調査事項、満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査に係る事項。
 - 2、調査期間、契約の日から平成27年3月31日。
 - 3、調査を依頼する者、有限会社 米沢建築設計事務所代表取締役 米澤巧。
 - 4、調査結果提出方法、調査終了後、速やかに調査報告書等を提出すること。
- それでは、提案理由を申し上げさせていただきます。

当初、1次調査終了後、2次調査として竣工図と実際の建物の突合せ調査を行う予定でしたが、相談した結果、町執行部は議会側の疑問点には全て答えることができなけ

ればならないのが基本であること、その町に対して契約の相手側であるまんがんパートナーズは説明する義務があることを考えれば、議会自らが行うのではなく、相手側に調査させ資料提出させることが妥当であるとなりました。

しかしながら、1次調査の最終段階として、図面と建物における目視調査は議会の調査権で行うこと、さらに今後、調査が必要であることが出てきた場合には調査ができるように、第三者の専門家に調査できる体制を組むものであります。

以上で、提案を終わります。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会提出案件でありますので、委員会付託は行いません。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより発委第1号 満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査を依頼する件についてを採決いたします。

十 本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成26年第4回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時15分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 6 年 1 0 月 9 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

+